

街で見かける障がい者に関するマーク

日々の生活で、わたしたちは様々なマークを目にします。障がいのある方のマークを紹介し、正しい意味を理解し、障がいのある方への理解とご協力をお願いします。

障害者のための国際シンボルマーク



障がいのある人が利用できる建物、施設であることを示す、世界共通のシンボルマークです。

このマークは「すべての障がい者を対象」としています。車椅子を利用する方を限定して使用されるものではありません。また、駐車禁止を免れたり、障がい者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりません。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障害者標識



聴覚障がいであることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すマークです。耳の不自由な方が自己表現するために考えられました。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で制定された盲人のための世界共通マークです。

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備、機器などにつけられています。信号機音声案内装置、国際点字郵便、書籍、印刷物などに設置、添付されています。

ハート・プラスマーク



内蔵に障がいのある方を表しています。内部障がい、内臓疾患は、外見からはわかりにくい様々な誤解を受けます。

内部障がいの方の中には、電車などで優先座席に座りたい、近辺での携帯電話の使用を控えてほしい、障がい者用駐車場スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけたときは、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々

が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

このマークを着用されている方を見かけたときは、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



なごみ



第 2 2 7 号

2021年2月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



ペットを飼う前に考えてほしいこと



最近こんなニュースを見ました。コロナ禍で自粛生活を強いられ、在宅する事が多くなり、癒やしを求めペットを飼う人が増えているようです。その一方で安易にペットを購入してすぐに手放す人も多くいるというニュースでした。「ペットを飼う」ということは、その一生を責任を持って面倒を見ることです。ペットは私たち人間と同じように、命ある存在です。毎日食べ、排泄し、運動し、その世話は休み無く続きます。毎日、毎月出費もかかります。ペットも意思と感情を持ち、飼い主の思い通りにはなりません。ペットを飼う飼い主の「こころの余裕」が必要になると思います。その場の感情で安易に飼育を決めるのではなく動物の命を預かることを、きちんと理解して行動してほしいと思います。

思いやりの行動を



新型コロナウイルス感染症は未だ依然として世界中で猛威を振るいつづけています。日本でも感染者数の増加に歯止めがかからない状況です。

新型コロナウイルスに感染した方や濃厚接触者となった方、感染リスクの中で仕事をしている方に誤解や偏見による不当な差別や不適切な言動はなくさなければいけません。感染症を不安に思う気持ちは誰にでもあります。しかし、その気持ちで誰かを傷つけてしまうのも、誰かを偏見や差別から守れるのも私たちです。相手の気持ちに寄り添った思いやりの行動を心がけましょう。



『第19回和東町人権フェスティバル』開催中止のお知らせ

2021年3月7日（日）に開催を予定していましたが、「和東町人権フェスティバル」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止いたします。参加を楽しみされていた皆様には申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

2月の相談日

月日…2月26日（金）
時間…午後1時30分～4時
場所…人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

